

福祉・介護職員処遇改善実績報告書(平成 2 9 年度)

熊本県知事 蒲島 郁夫 殿

①	算定した加算の区分	・福祉・介護職員処遇改善加算 (I II III IV) ・福祉・介護職員処遇改善特別加算
②	賃金改善実施期間	平成 2 9 年 4 月 ~ 平成 3 0 年 3 月
③	平成 2 9 年度分福祉・介護職員処遇改善 (特別) 加算総額	1 5 , 9 8 7 , 1 2 0 円
④	賃金改善所要額 (i - ii)	1 9 , 4 8 9 , 1 5 8 円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	1 0 3 , 3 2 0 , 0 0 7 円
	ii) 加算を算定しない場合 (元々の賃金水準) の賃金総額	8 3 , 8 3 0 , 8 4 9 円
加算 I の上乗せ相当分を用いて計算する場合		
⑤	平成 2 9 年度分福祉・介護職員処遇改善加算総額 (加算 (I) と加算 (II) の比較)	円
⑥	賃金改善所要額 (iii - iv)	円
	iii) 加算 (I) の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	円
	iv) 従来の加算 (I) を取得した場合の前年度の賃金総額	円
⑦	②の期間において実施した賃金改善の概要 (改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること)	基本給のベースアップ
		非常勤職員を正職員へ登用
		特別手当として月額 5,000 円を支給
		資格手当及び役職手当として個々に応じ支給
⑧	福祉・介護職員常勤換算数 (②の期間の総数)	361 人
⑨	福祉・介護職員一人当たり賃金改善月額 (④÷⑧又は⑥÷⑧)	5 3 , 9 8 6 円
⑩	福祉・介護職員に支給した賃金額 (②の期間の総額)	1 0 3 , 3 2 0 , 0 0 7 円
⑪	福祉・介護職員一人当たり賃金月額 (⑩÷⑧)	2 8 6 , 2 0 5 円

- ※ 計画において加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、実績においても加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算すること。
- ※ 加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ③又は⑤については、(添付書類 1) により内訳を添付すること。
- ※ ⑩については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可)
- ※ 他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合は、添付書類 2 及び添付書類 3 を添付すること。
- ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができるものとする。
- ※ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定にあたっては、福祉・介護職員に加え、賃金改善を行ったその他の職種についても含めて記載すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

平成 3 0 年 7 月 1 4 日

(法 人 名) NPO 法人まちくらネットワーク熊本

(代表者名)

理事長 中川 勝則 印

福祉・介護職員処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)

法人名				
都道府県	福祉・介護職員処遇改善 (特別)加算額	賃金改善所要額	他都道府県事業所等の福祉・介護職員 の賃金改善の原資として充当する額	他都道府県の事業所等で受けた加 算額を原資として改善する額
北海道	円	円	円	円
青森県	円	円	円	円
岩手県	円	円	円	円
宮城県	円	円	円	円
秋田県	円	円	円	円
山形県	円	円	円	円
福島県	円	円	円	円
茨城県	円	円	円	円
栃木県	円	円	円	円
群馬県	円	円	円	円
埼玉県	円	円	円	円
千葉県	円	円	円	円
東京都	円	円	円	円
神奈川県	円	円	円	円
新潟県	円	円	円	円
富山県	円	円	円	円
石川県	円	円	円	円
福井県	円	円	円	円
山梨県	円	円	円	円
長野県	円	円	円	円
岐阜県	円	円	円	円
静岡県	円	円	円	円
愛知県	円	円	円	円
三重県	円	円	円	円
滋賀県	円	円	円	円
京都府	円	円	円	円
大阪府	円	円	円	円
兵庫県	円	円	円	円
奈良県	円	円	円	円
和歌山県	円	円	円	円
鳥取県	円	円	円	円
島根県	円	円	円	円
岡山県	円	円	円	円
広島県	円	円	円	円
山口県	円	円	円	円
徳島県	円	円	円	円
香川県	円	円	円	円
愛媛県	円	円	円	円
高知県	円	円	円	円
福岡県	円	円	円	円
佐賀県	円	円	円	円
長崎県	円	円	円	円
熊本県	円	円	円	円
大分県	円	円	円	円
宮崎県	円	円	円	円
鹿児島県	円	円	円	円
沖縄県	円	円	円	円
全国計	円	円	円	円

※ 本様式の作成にあたっては、積算の根拠となる書類を添付すること。

